6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Mitsuhiro Murao Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Yuasa Gobo Road Yanase Tunnel And The Other 1 Tunnel Construction

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 December 2016 (If brought with you, 4 : 00 P.M. 19 December 2016. If by mail, 4 : 00 P.M. 19 December 2016)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 27 February 2017 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 27 February 2017. If by mail 11 : 00 A.M. 27 February 2017)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Yutaka Nagata, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871, Japan. TEL. 06―6344―9241

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 11 月 24 日

大阪航空局長　干山　善幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　027

1　工事概要

⑴　工事件名　大分空港01側進入灯橋梁設置工事（電子入札対象案件）

⑵　工事内容　大分空港進入灯柱の老朽化に伴い、橋梁形式による整備を行うものであり、工場製作工、橋梁基礎工、橋梁下部工、桁架設工、構造物撤去工等を施工するものである。

（上部構造）

延長約292m　鋼材重量約365ｔ

・鋼９径間連続鋼管桁橋（φ1,200㎜）Ｌ＝約228m

・鋼単純下路床鈑桁橋　Ｌ＝約64m

・手摺設置　１式

・床版架設（グレーチング）１式

・クロスバー、検査路、伸縮装置　１式

（下部構造）

橋脚29基　鋼管杭118本

・鋼管杭（φ900㎜）Ｌ＝約42m　52本

・鋼管杭（φ1,000㎜）Ｌ＝約43m　12本

・鋼管杭（φ1,200㎜）Ｌ＝約48m　24本

・鋼管杭（φ1,500㎜）Ｌ＝約46m　30本

既設進入灯撤去

・既設進入灯施設　22基　重量約158ｔ

⑶　工事場所　大分県国東市武蔵町糸原大海田（大分空港）

⑷　工期　契約締結日の翌日から平成30年10月31日まで

2　資格審査申請書の受付期間

平成28年11月24日から平成28年12月26日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の９時から17時まで。

3　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　大阪航空局総務部経理課契約係　電話番号06―6949―6206

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑵③及び４⑵④に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑶①及び４⑶②の要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類

③　４⑹により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同企業体としての資格及びその審査

⑴　構成員の数　構成員の数は、２社又は３社とする。

⑵　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち、上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

④　特定ＪＶの代表者においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、かつ「土木工事業」において1,200点以上であること。特定ＪＶの構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、かつ「土木工事業」において1,100点以上であること。

⑤　特定ＪＶの全構成員で、４⑶①の【同種工事】ａ）、ｂ）及びｃ）の全ての実績を満たすこと。

⑥　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。

⑦　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑧　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　構成員の技術的要件等　次の各号の要件を満たすものとする。

①　特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、次に掲げる【同種工事】ａ）の要件を満たす施工実績を有すること。また特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）以外の工種を担当する者にあっては、次に掲げる【同種工事】ｂ）又はｃ）のいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。ただし、特定ＪＶとして施工した実績については、甲型協定書により締結した特定ＪＶの構成員の場合は、出資率が20％以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した特定ＪＶの構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。